

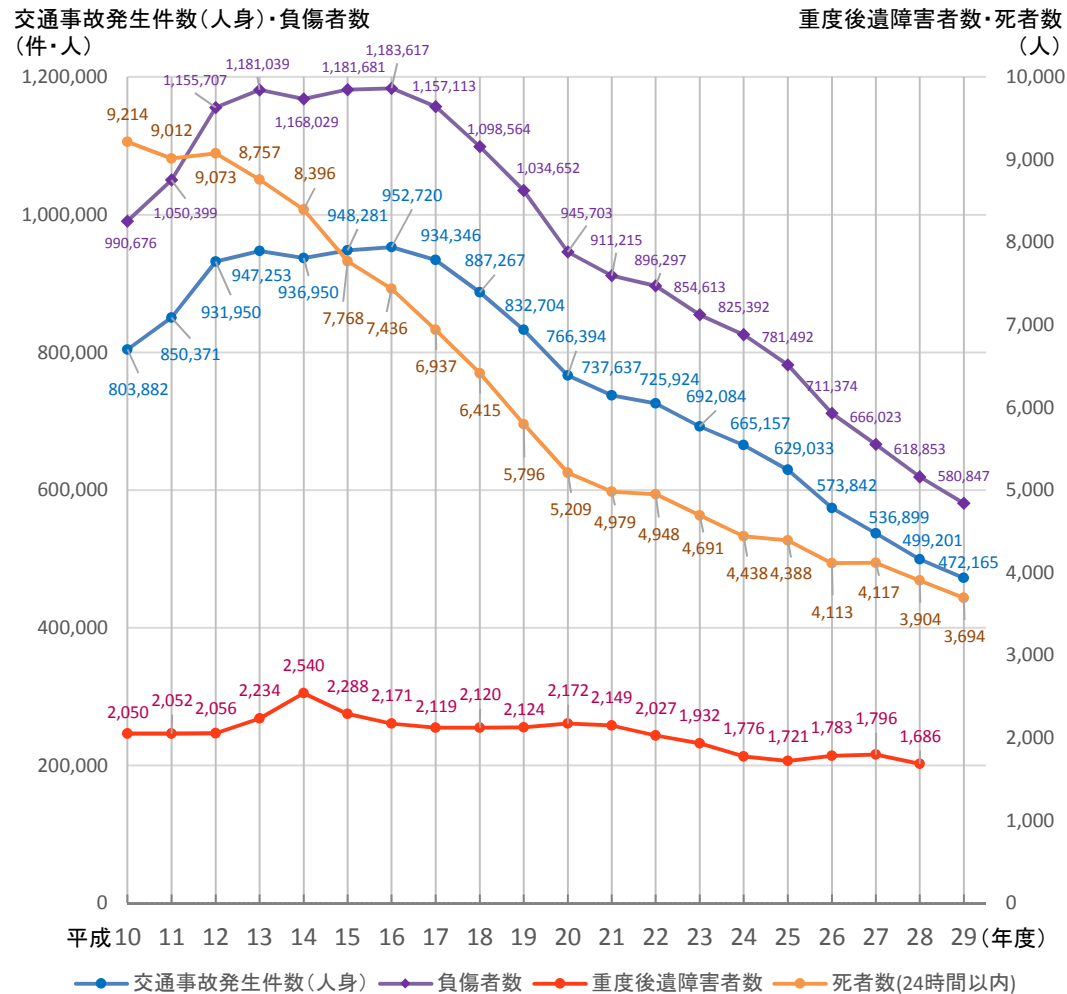
行政事業レビュー公開プロセス 説明資料

【事業名】 被害者相談等自賠償制度の適正・円滑な執行

交通事故発生件数等と交通事故損害賠償請求事件の推移

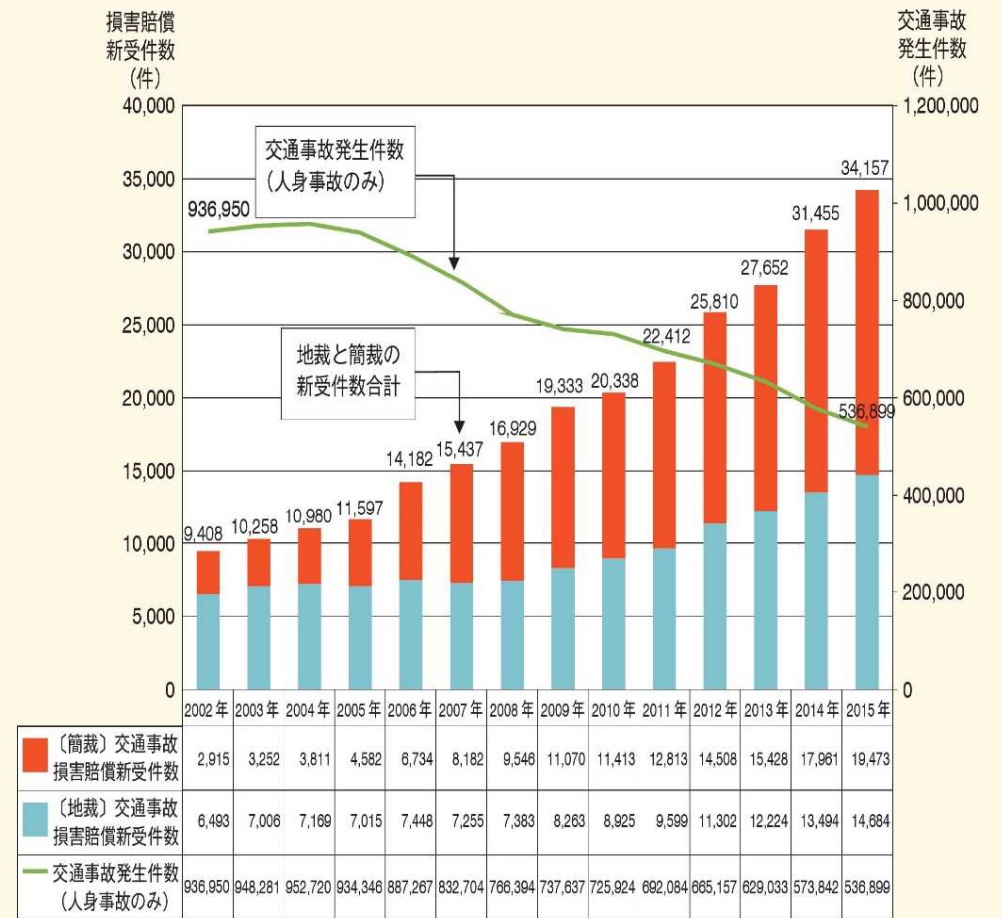
- 交通事故発生件数(人身)、負傷者数、死者数は減少傾向である一方、事故により重度の後遺障害を負う被害者の数は横ばいの状況。
- また、交通事故損害賠償請求事件数は一貫して増加している状況。

交通事故発生件数(人身)・負傷者数・重度後遺障害者数・死者数の推移



※交通事故発生件数(人身)、負傷者数及び死者数は暦年、重度後遺障害者数は年度
 ※重度後遺障害者数は、後遺障害等級表(自動車損害賠償保障法施行令別表第一、別表第二)の別表第一に該当する介護を要する後遺障害及び別表第二の1~3級に該当する後遺障害等級の認定を受けた自賠償保険の支払い件数
 出典:「交通事故統計」(警察庁)

交通事故損害賠償請求事件の新受件数の推移(地方裁判所・簡易裁判所)



【注】数値は、最高裁から提供を受けた資料によるもので、地裁・簡裁ともに少額訴訟から通常移行したものを含まない。交通事故発生件数は警察庁HP「平成28年警察白書」「交通事故発生状況の推移」による。

出典:「弁護士白書2016年版」(日本弁護士連合会)

交通事故のない社会を実現するため、交通安全対策基本法に基づき作成された第10次交通安全基本計画において、道路交通の安全についての対策として定められた8つの施策の1つとして、本事業を含む被害者支援策を実施。

1. 道路交通環境の整備

○生活道路における交通安全対策の推進（速度制限や標識の整備等）（警察庁） ○高度道路交通システムの活用（警察庁、総務省、国土交通省）等

2. 交通安全思想の普及徹底

○飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立（警察庁） ○高齢者に対する交通安全教育の推進（内閣府、警察庁） 等

3. 安全運転の確保

○自動車運送事業者による運行管理の高度化、社内安全教育（国土交通省） ○プロドライバー等に対する運転技術向上に係る教育（国土交通省）等

4. 車両の安全性の確保

○道路運送車両の保安基準の拡充・強化等（国土交通省） ○自動車の検査及び点検整備の充実（国土交通省） 等

5. 道路交通秩序の維持

○交通事故抑止に資する交通指導取締りの推進（警察庁） ○暴走族等対策の推進（警察庁） 等

6. 救助・救急活動の充実

○救急病院への大型の救急医療機器購入に係る補助（国土交通省） ○救急救命士の養成・配置等の促進（警察庁、総務省、厚生労働省） 等

7. 被害者支援の充実と推進

○自動車損害賠償保障制度の充実等（国土交通省、金融庁） ○交通事故被害者等に対する援助措置の充実（警察庁、国土交通省）

○交通事故相談活動の推進（国土交通省）⇒（（公財）日弁連交通事故相談センターによる法律相談）

○損害賠償請求の援助活動等の強化（国土交通省、警察庁、法務省）⇒（（公財）日弁連交通事故相談センターによる示談あっ旋） 等

8. 研究開発及び調査研究の充実

○安全な自動走行の実現のための制度の在り方に関する調査研究（国土交通省） 等

自動車損害賠償保障制度による被害者救済事業

自動車事故に対する保障の基本は、保険金による金銭賠償。しかし、自動車事故による被害の中には保険金では救済できない被害も存在。

自動車事故による被害に対する対応として、被害者の保護の増進の対策に関する事業を実施することを法律により規定（自動車損害賠償保障法附則第4項・第5項）。

被害者救済事業

事故の相談・解決(本事業)

- (公財) 日弁連交通事故相談センターによる法律相談・示談あっ旋事業に係る補助



重度後遺障害被害者への支援

- 重度後遺障害を受け入れる専門病院（療護施設）の設置、病院・施設への補助
- 介護用品の購入などに充てるための介護料の支給 等



交通遺児への支援

- 生活資金の無利子貸付
- 賠償金を基にした育成給付金の支給
- 交通遺児の集いの開催

自動車事故相談及び示談あっ旋事業の概要① (本事業の全体像について)

事業実施者

- 名称：公益財団法人 日弁連交通事故相談センター
- 設立日：昭和42年9月29日
- 設立の目的：自動車事故に関する損害賠償問題の適正かつ迅速な処理を促進し、もって公共の福祉の増進に寄与すること
- 事業内容：①相談事業 ②示談あっ旋・審査事業 ③調査・研究事業

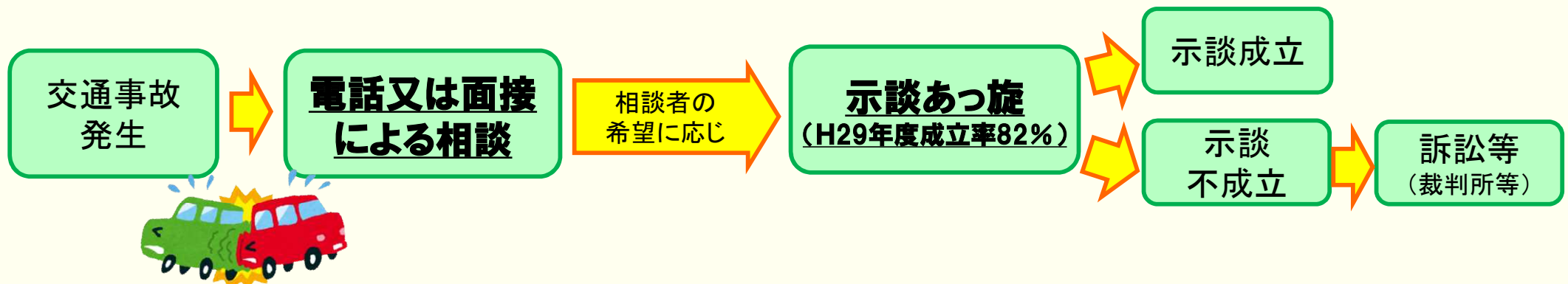
事業の意義について

本事業は、交通事故による被害者が、交通事故の民事紛争処理に精通した弁護士による相談・示談あっ旋を、その経済状況を問わず無料で受けられるものであり、被害者救済に大いに資するものである。

補助対象事業の内容

1. 事故相談事業 2. 高次脳機能障害相談事業 3. 示談あっ旋事業 4. 相談員等研修事業

相談・示談あっ旋の流れ



1. 事故相談事業

- 全国157か所 (平成30年4月1日現在) の相談所又は専用回線による電話により、弁護士による交通事故の民事紛争に関する法律相談を無料で実施 (平成29年度の相談件数は39,015件)。

<相談内容(例)>

- ・ 損害賠償責任者の認定、損害賠償額の算定
- ・ 損害賠償責任の有無、過失の割合
- ・ 自賠責保険と自動車保険(任意保険)との関係性
- ・ 政府保障事業(ひき逃げや無保険車による事故のてん補請求の手続き)
- ・ その他交通事故の民事上の法律問題(示談の仕方、時効等)



【相談の様子】

2. 高次脳機能障害相談事業

- 交通事故による高次脳機能障害について、全国8か所 (平成30年4月1日現在) の相談所で、平成13年度より弁護士による相談業務を無料で実施 (平成29年度の相談件数は57件(上記1.の相談件数の内数))

<相談内容(例)>

- ・ 自動車保険における高次脳機能障害の等級認定を受けるための方法について
- ・ 高次脳機能障害で就業困難等になった際の損害の算定・請求について



【脳の検査に用いるMRI機器】

高次脳機能障害とは

交通事故等による頭部外傷や脳血管障害によって、記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害等が生じ、これに起因して、日常生活や社会生活への適応が困難となる障害。

3. 示談あつ旋事業

- 全国41か所 (平成30年4月1日現在) の相談所で、弁護士による交通事故の民事紛争に関する示談あつ旋業務を無料で実施。損害賠償の交渉で当事者同士の話し合いがまとまらない時に、弁護士が相談者と相手方の間に入り、話し合いの場を設けて、事件が解決するよう手伝う。通常3回程度で、早期に適正な解決が期待できる (平成29年度の示談あつ旋件数は1,238件)。

4. 相談員等研修事業

- 相談や示談あつ旋を行う弁護士を対象に、交通事故の民事紛争を解決に導くための専門的なノウハウや情報を提供するための研修を実施 (平成29年度は、19か所の会場で、1,027人を対象に実施)。

<具体的な研修内容>

- ・ 自動車保険の種類 (自賠責と任意) と相互の関係
- ・ 自賠責保険と政府保障事業
- ・ 様々な交渉の相手方の特性
- ・ 紛争を解決に導くための方法・プロセス
- ・ 損害賠償額算定方法 (治療費、休業損害、慰謝料、逸失利益等)
- ・ 減額事由 (過失相殺、免責、重過失減額等)



【研修の様子】

論点①

○ 現在、全国に157か所の相談所が設置されているが、適切な規模・体制となっているか。

→ 被害者が確実に相談対応等を受けられるようにするためには、相談所を広く全国各所に設置することが望ましいが、他方、効率的な事業執行に向けて需要を分析するなどし、必要十分な規模・体制とすることが求められる。

現況

相談所の設置場所や開設日時（曜日・時間帯等）については、被害者からの相談等に適切に対応することができるよう、相談所毎に、毎年度、その前年度の相談実績件数を元に、各地方の弁護士会から提供される情報を加味して検討した上で変更している。

相談所設置場所（全国157か所：平成30年4月1日現在）

示談あつ旋実施箇所

高次脳機能障害相談実施箇所

本部 北海道	東京都千代田区● 札幌● 新札幌 小樽 室蘭 苫小牧 函館 旭川 釧路 帯広 青森 弘前 八戸	茨城 水戸● 土浦 下妻 栃木 前橋● 太田 高崎 埼玉 埼玉● 越谷 川越 熊谷 千葉 千葉● 松戸 京葉 霞が関●	岩手 宮城 仙台● 古川 石巻	秋田 秋田	山形 山形● 酒田 鶴岡	福島 福島 郡山	昭島 調布 町田 小金井 小平 日野 東村山 国分寺 国立 西東京（田無） 西東京（保谷） 福生 狛江 武蔵村山 東大和 清瀬 東久留米 多摩 稲城 あきる野 羽村	神奈川 横浜（区内）● 横浜駅西口	川崎 小田原 相模原 橋本 相模大野 横須賀 座間 山梨 山梨● 長野 長野● 新潟 村上 五泉 長岡 三条 上越 佐渡 富山 富山● 石川 金沢 福井 福井● 岐阜 岐阜● 静岡 静岡● 沼津● 伊東	浜松● 掛川 三島 下田 愛知 名古屋● 豊橋 岡崎 一宮 半田 三重 三重● 滋賀 滋賀● 京都 京都● 京都駅前 大宮 京都駅前 大阪 大阪● なんば 門真 茨木 岸和田 堺 豊中 兵庫 神戸● 阪神	明石 姫路 奈良 奈良● 和歌山 和歌山● 鳥取 鳥取 米子 倉吉 島根 島根● 岡山 岡山● 倉敷 津山 広島 広島● 呉 尾道 福山 山口 山口● 下関 萩 宇部 岩国 周南 香川 高松● 徳島 徳島	愛媛 愛媛● 高知 高知● 福岡 福岡● 北九州● 魚町 折尾 二日市 久留米 飯塚 佐賀 佐賀● 長崎 長崎● 佐世保 熊本 熊本● 大分 大分● 宮崎 宮崎● 鹿児島 鹿児島● 那覇● コザ
-----------	---	--	-----------------------------	----------	-----------------------	----------------	--	-------------------------	--	---	---	---

相談所設置数推移（各年度4月1日時点）

年度	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
相談所設置数	123	126	125	128	129	133	140	141	145	149	152
年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
相談所設置数	152	154	164	167	169	162	159	163	155	156	157

相談所における年間相談件数の例（平成29年度実績）

都道府県	相談所	開設曜日	開始時間	終了時間	件数
東京都	新宿	毎週月～金	10:00	16:00	866件
愛知県	名古屋	毎週月～土	10:15	16:00	798件
神奈川県	横浜	毎週月～金	9:15	15:45	759件
千葉県	京葉	毎週金	13:00	15:30	121件
神奈川県	相模原	毎月第2・4月	13:30	16:00	117件
愛知県	岡崎	毎週金	10:00	15:30	117件
静岡県	下田	毎月第4月	13:00	15:30	4件
島根県	石見	毎月第3火	13:30	16:00	2件
新潟県	佐渡	毎月第2・4金	10:00	12:30	0件

相談件数の多い相談所

相談件数が中程度の相談所

相談件数の少ない相談所

検討すべき論点②（相談員向け研修について）

論点②

○ 相談員向けの研修について、適切な見直しを図っているか。

→ 本事業の相談員となる弁護士には、交通事故の民事紛争に関する高い専門性や、時代に応じて生じる新たな相談ニーズにも的確に対応できる能力が求められるが、相談員がそのような能力を確実に身に付けられるよう、研修の内容や実施方法については十分に吟味する必要がある。

現況

相談者のニーズや現場における相談員の対応状況を踏まえ、研修内容の質の向上に向けた不断の見直しを図っている。

<見直し事例>

- ・ より実践的なスキルが身に付けられるよう、個々の具体的状況に応じ、法令や制度の知識をどのように活用して紛争を解決するのかを学ぶことができるケーススタディ形式の研修の充実
- ・ 相談所からの希望テーマに応じて個別にメニューを作成するオーダーメイドによる研修の導入

特に近年では、高次脳機能障害への対策の必要性がクローズアップされてきたことを受けて、平成13年度より高次脳機能障害相談事業を開始したことに伴い、新たに高次脳機能障害相談事業研修を開始した（平成29年度は、160人を対象に実施）。

<高次脳機能障害相談事業研修の具体的内容>

医師と弁護士を講師に招き、以下の内容について講義

- ・ 医師による高次脳機能障害に関する医学的情報の提供
- ・ 弁護士による高次脳機能障害に関する自賠責保険実務及び裁判実務の解説

論点③

○ 自動車事故相談及び示談あっ旋事業について、十分な周知が行われているか。

→ 相談対応及び示談あっ旋を必要とする被害者が、本事業の不知により相談等の機会を逸することなく確実にそれらを受けられるよう、効果的な広報活動を実施し、十分な周知を図ることが重要である。

現況

パンフレット・リーフレットを作成し、被害者の目に触れることの多い医療機関、警察署等、可能な限り多くの場所に設置して、周知を図っている。

また、ホームページ (<http://www.n-tacc.or.jp/>) における周知も行っており、平成28年度末からは同ホームページ及びYoutubeにおいて、「面接相談」及び「示談あっ旋」について分かりやすく説明するPR動画の放映を始めている。



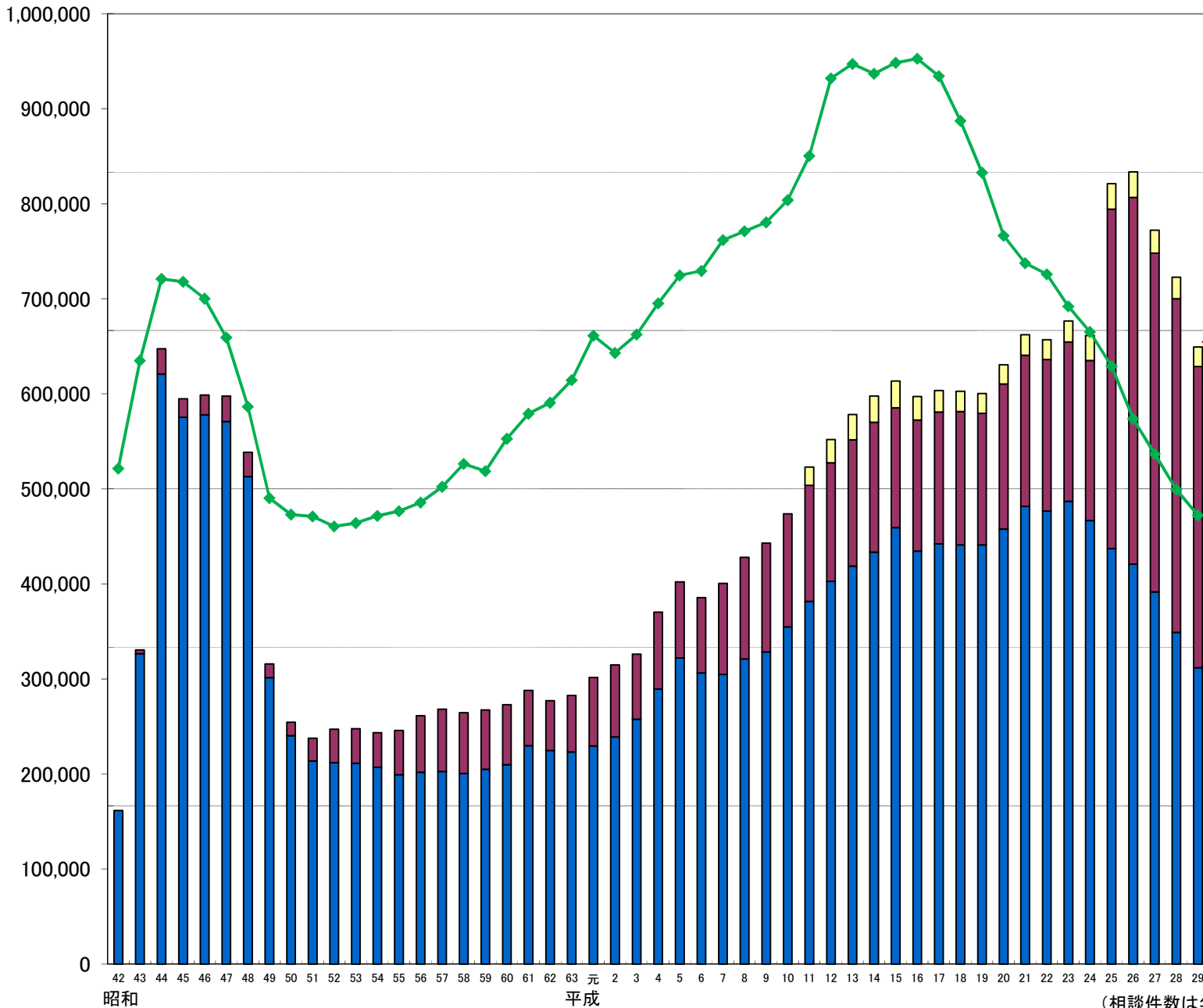
【パンフレット(左)・リーフレット(右)】

【ホームページにおける「面接相談」・「示談あっ旋」PR動画】

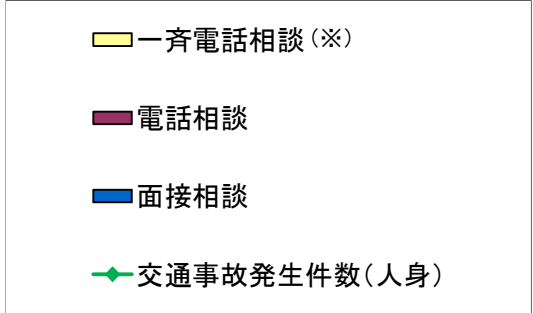
(参考資料) 相談件数と交通事故発生件数の推移

交通事故発生件数(人身)
(件)

相談件数
(件)



相談件数合計 39,015件
 面接相談 18,767件
 電話相談 19,021件
 一斉電話相談 1,227件



※毎月10日に、通常の電話相談よりも相談受付時間と回線数を拡大して行う相談事業。

交通事故発生件数(人身) 472,165件
 (被害者総数 584,541人のうち)
 歩行者 52,539人
 自転車 89,368人
 死者及び重傷者 40,589人

(相談件数は年度)
(交通事故発生件数は年)

各相談所の開設曜日

	月	火	水	木	金
第1週	・立川駅北	・立川駅北 ・小平	・立川駅北 ・立川	・立川駅北 ・武蔵野 ・国分寺 ・多摩 ・羽村	・立川駅北
第2週	・立川駅北 ・三鷹	・立川駅北 ・府中 ・小金井 ・稲城	・立川駅北 ・町田 ・西東京(田無) ・武蔵村山 ・あきる野	・立川駅北 ・八王子	・立川駅北 ・青梅 ・日野
第3週	・立川駅北	・立川駅北 ・昭島 ・小平 ・狛江 ・国立	・立川駅北 ・調布 ・町田	・立川駅北 ・八王子 ・福生	・立川駅北 ・東村山
第4週	・立川駅北	・立川駅北 ・府中	・立川駅北 ・町田 ・西東京(保谷) ・清瀬 ・東久留米	・立川駅北 ・八王子 ・東大和	・立川駅北 ・青梅
第5週	・立川駅北	・立川駅北	・立川駅北 ・町田	・立川駅北	・立川駅北

赤字：JR中央線（三鷹～八王子間）沿線に設置された相談所
（東京都内（市部）の拠点となる立川駅北相談所を除く）

※立川駅北相談所以外の相談所は、各市役所内に設置

各相談所における年間相談件数(平成29年度実績)

相談所	開設曜日	開始時間	終了時間	相談件数
立川駅北	毎週月～金	13:00	15:30	525件
八王子	毎月第2・3・4木	13:30	16:00	57件
立川	毎月第1水	13:30	16:00	21件
武蔵野	毎月第1木	13:00	15:30	32件
三鷹	毎月第2月	13:00	15:30	22件
青梅	毎月第2・4金	13:30	16:00	42件
府中	毎月第2・4火	13:30	16:00	48件
昭島	毎月第3火	13:30	16:00	16件
調布	毎月第3水	13:00	15:30	25件
町田	毎月第2・3・4・5水	13:30	16:00	93件
小金井	毎月第2火	13:30	16:00	17件
小平	毎月第1・3火	13:30	16:00	29件
日野	毎月第2金	13:30	16:00	20件
東村山	毎月第3金	13:15	15:45	37件
国分寺	毎月第1木	13:30	16:00	29件
国立	毎月第3火	9:30	12:00	7件
西東京(田無)	毎月第2水	13:30	16:00	29件
西東京(保谷)	毎月第4水	13:30	16:00	18件
福生	毎月第3木	13:30	16:00	13件
狛江	毎月第3火	9:30	12:00	26件
武蔵村山	毎月第2水	13:30	16:00	20件
東大和	毎月第4木	13:30	16:00	14件
清瀬	毎月第4水	13:00	15:30	13件
東久留米	毎月第4水	13:00	15:30	17件
多摩	毎月第1木	13:30	16:00	22件
稲城	毎月第2火	9:00	11:30	17件
あきる野	毎月第2水	13:30	16:00	13件
羽村	毎月第1木	13:30	16:00	24件